

# 未来に残そう ニホンウナギ

産卵に  
向かうから  
獲らないで!!

産卵に向かううなぎを保護するため、  
静岡県内水面漁場管理委員会の指示により、  
下記期間のうなぎの採捕を禁止します\*<sup>1</sup>。

## うなぎ採捕禁止期間

静岡県内の  
全ての河川\*<sup>2</sup>において  
**10月1日から2月末日まで**

(新川\*<sup>3</sup>、旧新川、佐鳴湖の区域については11月1日から2月末日まで)

また、下記漁協は漁協個別の規則により、更に長い禁止期間をはじめとする採捕のルールを定めているので御確認ください。

伊東市松川、東伊豆、河津川、稻生沢川、仁科川、狩野川、興津川、安倍藁科川、大井川、新大井川、太田川、天竜川、佐久間ダム、気田川、入野

\* 1 試験研究等を目的として同委員会の承認を得た場合は、採捕が可能となる場合があります。

\* 2 浜名湖を除く湖沼と河川

\* 3 浜松市西区西鴨江町663地先の三つ股橋上流端より上流の新川

この印刷物は、400部作成し、1部あたりの印刷経費は32.4円です。

問合せ先：静岡県経済産業部水産業局水産資源課

TEL: 054-221-2696